

英国知的財産庁（UKIPO）、意匠制度についての意見募集を開始

2022年1月25日

JETRO デュッセルドルフ事務所

英国知的財産庁（UKIPO）は、2022年1月25日、英国の意匠制度が将来に向けて適切であることを確認するための見直しの一環として、意見募集を開始した旨、プレスリリース等にて公表した。

本プレスリリース等の概要は、以下のとおりである。

1. 協議の背景及び目的

- ・ 英国の意匠制度がそれを利用する企業、消費者、専門家のために確実に機能するように、制度利用者の意見や証拠を求めるものである。
- ・ 本意見募集は、欧州連合（EU）離脱後の新たな機会や柔軟性を最大限に活用する方法や、新技術が意匠制度にどのような影響を与えるかにつき、よりよい理解を図るためのもの。

2. 協議の概要

今回の意見募集では、新たな機会、将来の枠組み、より良い規制という3つの主要分野について、幅広い証拠を求めている。特に、以下について意見や証拠を収集する。

- ・ 現行制度の複雑さや、それを簡素化すべきかどうか
- ・ （意匠出願の）新規性のためのサーチ
- ・ EU 離脱後に行われた非登録意匠の開示要件の変更¹がビジネスにどのような影響を与えたか、またその対処方法についての見解。
- ・ 現行制度が、デジタル環境や人工知能を利用した新技術に基づく意匠を保護するのに十分な柔軟性を持つものか。
- ・ 英国法における公告延期規定²の導入とその内容

¹ 英国の EU 離脱（Brexit）後の移行期間の終了前に発生した非登録共同体意匠は、その 3 年間の残存期間中は、継続非登録意匠（continuing unregistered design）によって、引き続き英国において保護される。2021 年 1 月 1 日以降は、補充的非登録意匠（SUD: supplementary unregistered design）が英国法の下で利用可能となった。補充的非登録意匠は、非登録共同体意匠によって与えられる保護と類似の保護を提供するが、英国のみで保護される。なお、英国で保護されるためには、最初に英国で開示される必要がある（従来は EU 域内で開示された非登録共同体意匠は、英国も含めて保護がなされていた）。

² 市場に出る前にデザインが模倣されるリスクを低減するために 2006 年に導入。出願人の求めに応じて出願から 12 か月の間、意匠出願の公告を延期することができる。共同体意匠制度ではその期間は 30 か月であることもあり、その期間の妥当性や延期規程があるべきか否かにつき、意見を求めている。

- ・ デザイナーが自らの権利を行使した際の経験と、望む変更点

3. ティムモス長官のコメント

- ・ 効果的な知的財産制度は、英国が世界で最も革新的で創造的な国になるという政府の念願の中心的役割を果たす。意匠制度はその重要な要素であり、ますますデジタル化が進む環境において、意匠制度が強力な推進力であり続けることを確実にしたいと考えている。
- ・ 意匠制度が将来に向けて適切なものであり続けるために、私たちは、意匠制度を利用する人々のニーズを最大限に満たし、イノベーションの可能性を引き出す方法を理解するために、幅広い意見を求めている。

4. 期間

- ・ 意見募集期間は、2022年1月25日から2022年3月25日までの8週間。
- ・ 回答は、[オンラインでの回答](#)及び designscallforview@ipo.gov.uk 宛てに電子メールで送付することにより行うこととされている。
- ・ 締め切り後、回答を評価し、概要を発表する。これらの回答は、今後のステップやアクションについての英国政府の判断材料となる。

本意見募集の質問内容は、意匠審査実務の変更（質問 1）、意匠制度の簡素化・明確化 Brexit 後の非登録意匠の開示要件の変更に関連した問題等（質問 2-4）、デジタル環境や将来の技術のニーズへの対応（質問 5-6）、出願延期規定等の必要性（質問 7-8）、エンフォースメントの枠組み（質問 9-10）といった、英国における意匠制度について審査制度から権利行使までの幅広い実務について、ユーザーの立場から、現状や課題、具体的な事例や考えを広範に確認する内容となっている。

UKIPO は、今回の意見募集の詳細における冒頭にて、英国が EU から離脱したことにより EU 法の適用を受けなくなったこと、欧州連合知的財産庁（EUIPO）との整合を取る必要もなくなったことにより、英国は国内の制度を定義する新たな柔軟性と機会を得ることができた旨言及している。

そのような認識もあり、Brexit 後には、AI と知的財産に関する意見募集や協議、知的財産権の消尽に関する意見募集、標準必須特許に関する協議など、様々な課題についての意見募集や協議を積極的に行っている。それぞれどのような方向性が示されるかについて、注目しておく必要がある。

— UKIPO の意見募集についてのプレスリリース等は、以下参照 —
(プレスリリース)

- [IPO launches call for views on designs system](#)
(意見募集の詳細)

- [Reviewing the designs framework: Call for views](#)
- 最近の UKIPO の動向や意見募集に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —
- [英国知的財産庁 \(UKIPO\)、知的財産権の消尽に関する英国の将来の制度についての意見募集結果を公表 \(2022 年 1 月 20 日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁 \(UKIPO\)、標準必須特許 \(SEP\) に関する協議を開始 \(2021 年 12 月 7 日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁 \(UKIPO\)、AI と知的財産 \(著作権・特許\) に関する協議を開始 \(2021 年 10 月 29 日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁 \(UKIPO\)、英国の新たなイノベーション戦略における知的財産に関する取組について公表 \(2021 年 8 月 4 日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁 \(UKIPO\)、知的財産権の消尽に関する英国の将来の制度についての意見募集を開始 \(2021 年 6 月 8 日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁 \(UKIPO\)、AI と知的財産の関係に関する意見募集の結果を公表 \(2021 年 3 月 24 日\) \(PDF\)](#)
- [AI と知的財産に関する英国高等法院及び英国知的財産庁の動向 \(2020 年 9 月 25 日\) \(PDF\)](#)

(以上)